

「EU域外移民が抱える社会的格差問題 ——差別撤廃に何が必要か——」

外国語学部
国際文化交流学科4年

各務 結

はじめに アブストラクト

現在EU（ヨーロッパ連合）では少子高齢化が進み、将来労働力不足や経済活動の低下が懸念されている。その解決への取り組みとしてヨーロッパ周辺からやってくるトルコやアフリカ系移民労働者を積極的に受け入れてきた。しかし彼らはマーストリヒト条約やEU市民権によって保障されるEU市民やEU域内移民と区別され、長期間滞在しているにも関わらず不利な立場に置かれている。本論文はマーストリヒト条約とそれが保障するEU市民権が、いかにEU域内移民と域外移民との間に社会的格差を生み出したのか、その現状を明らかにし、そしてそれを是正すべく帰化政策の必要性を論じるものである。まず第一章ではEU域内移民と域外移民の格差の現状を挙げ、次に第二章で差別をなくすべく、域外移民にEU加

盟国の国籍を与える利点と問題点を様々な視点から取り上げる。そして以上から域外移民の帰化を進めるため、二重国籍の容認に触れ、それがEU域外移民の社会格差をなくすための必要な要因であると論じていく。

第一章 EUにおける移民とその現状

(一) 移民とは誰か

一―一「本論文で取り上げる移民」

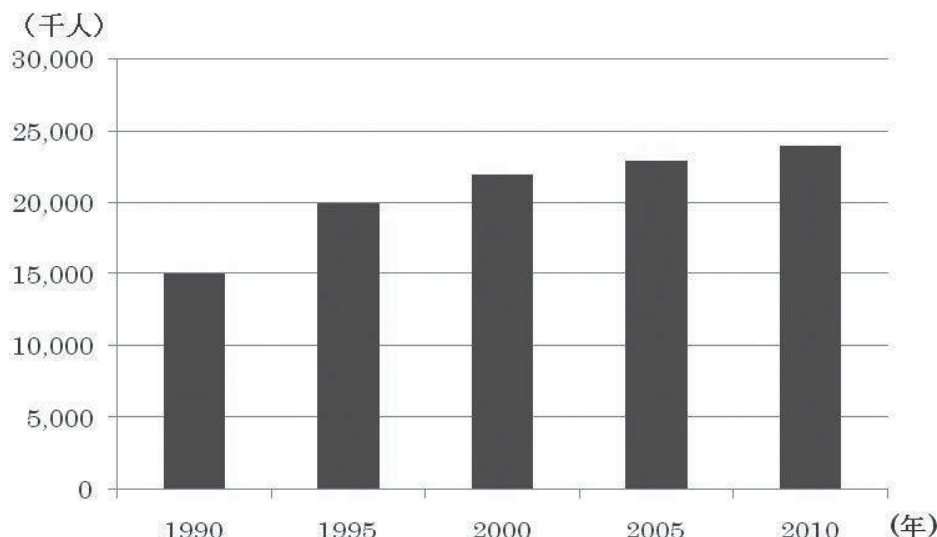
本論文では主に、EU域内移民、EU域外移民の二者について取り上げる。前者はEU加盟国の国籍を持ち、祖国以外のEU加盟国に移動する人々のことを指す。後者はEUに出稼ぎとしてやってくる非ヨーロッパ系移民とその子供である移民二世または三世を指す。つまりEU加盟国以外の国籍をもった移民である。現在EUの抱える

移民問題では非正規移民やサンパピエ（滞在許可証をもたない非正規滞在者を指すフランス語）の不法滞在が顕著だが、本論文では彼らにはふれず、合法的に滞在する正規移民に対しての社会格差問題を取り上げる。

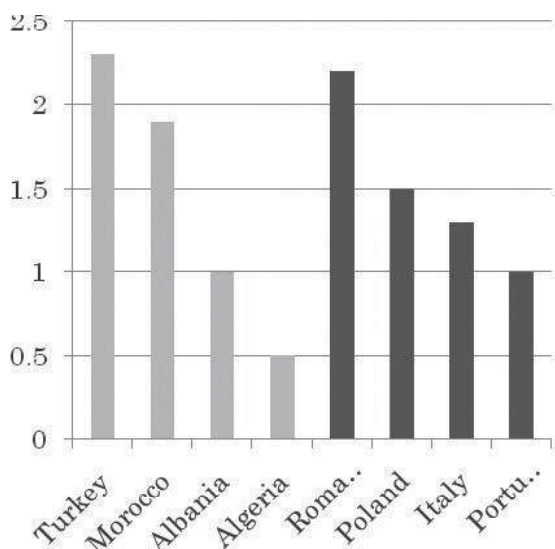
一―二「移民数の変遷」

一―二―一全体の傾向

EU加盟国の大半を占める西ヨーロッパにおける移民の数を見てみよう。西ヨーロッパにおける移民の数は1990年以降増加傾向にあり、2010年には約2400万の移民がいるとされる。同時期のヨーロッパ全体の移民の数は約7000万であり、移民を抱える地域としては西ヨーロッパが一番多い。これは移民大国と呼ばれるドイツ、フランス、オランダなどが入っている



(図 1-1) 西ヨーロッパにおける移民数の変遷



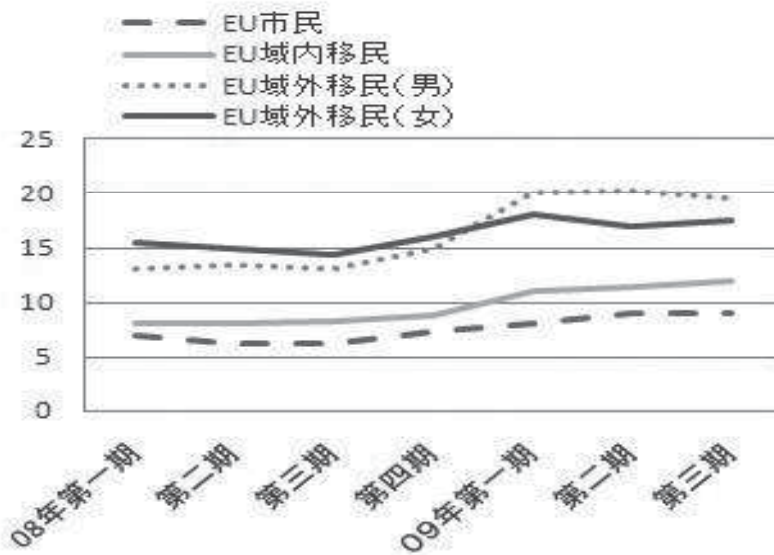
(図 1-2) EUにおけるEU域内移民数と域外移民数の比較 2010年 (百万)

ためだと考えられる。EUは移民政策において消極的な処置を施していると言われるが、それでもここ20年の間で多くの移民を受け入れてきたといえる。

一―二―二「EU域内移民の数とEU域外移民の数の比較」

図 1―2³のようにEU域内を移動する人の多くは、EU域内移民に限らずEU域外からやってくる非ヨーロッパ系の人々なのである。21世紀に入りその数は増え続け、2000年頃のEU15カ国の外国人人口約1800万人の内、少なくとも1200万は域外移民であった⁴。

(二) EU域内移民とEU域外移民の間の格差とは
二―一「EU市民権が生み出した保障されないEU域外移民」
EU加盟国の国籍を持つ人は自動的にEU市民権を得ることができ、域内を自由に移動したりEU域内の別国において参政権も与えられる。これは1992年に調印されたマーストリヒト条約で「加盟国の国籍を持つすべての個人は、連合の市民である」と保障されている⁵。しかしそれが域内・域外移民との社会格差の原因となってしまう。というのもEU市民権というのはEU共同体内に生まれ、その国の国籍を持つ者だけに適用されるものであり、域外の国籍を持つ第三国民には適用されない。すなわちEU市民権はEUにおける「外国人」の間に権利上の差別を生み出したのである⁶。たとえEU域外移民の滞在期間が域内移民より長くても、EU加盟国の国籍を持たないが故に参政権が認められなかったり就労許可や求職の順序で不利を受ける。また、移民の家族呼び寄せにおいても厳しい制限を受けることになる⁷。こうした差別は「第三国出身者の排除の新しい形式」だと批判されている⁸。



(図1-3) EU-27内の失業率 (%)

二―二「顕著な問題点 ―失業率―」
EU域内移民とEU域外移民の格差として顕著に見られるのが失業率の差である。2008年以降の世界的な不況により移民労働者にも悪影響が及び、OECDの2009年のレポートによればEU域外移民の高い失業率が明らかとなった⁹⁾。図1―3¹⁰⁾を見て分かるように、EU域外移

民の失業率はEU域内移民の失業率よりおよそ1.5〜2倍高い。またEU域外出身男性移民は女性移民より失業率が高く、特に未熟練労働者は不況による深刻な影響を受けた¹¹⁾。EU域内移民は移動の自由と就労の自由が保障されているため、たとえ職を失ってもEU加盟国の別の地域へ移動し新しい職に就くことも容易にできる。それが保障されないEU域外移民はこれにより失業や就労の差別を受けていることになる。

二―三「マグレブ、トルコ系移民とその子供の高い失業率」
EU域外移民の中でも特に高い失業率を抱えるのがマグレブ系¹²⁾移民やトルコ移民である。

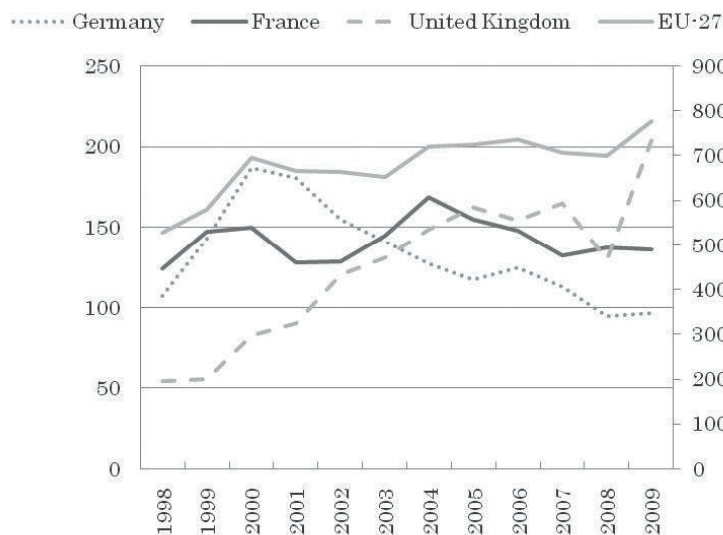
2002年フランスにおいてフランス全体の失業率が8.9%だったのに対し、EU域内移民(スペイン、イタリアなど南欧出身者)の失業率が6%、そしてEU域外移民(アルジェリア、モロッコ、トルコ出身者)は四倍以上の25〜26%であった¹³⁾。また、オランダでは2000年、トルコ移民9%、モロッコ移民13%と高い失業率が見られ、移民二世の失業率はEU域内移民の三倍高かった¹⁴⁾。

第二章 EU加盟国への帰化の考察

第一章ではEU市民権が作り出した域内移民と域外移民の間の格差に触れた。では次に、EU域外移民がEU加盟国いずれかの国の国籍を取得することでどんな利点があるのか、またどうやって移民の帰化を促進させればよいかについて論じていく。

(一) 帰化の利点

まずEU加盟国の国籍を得ることで移民にとって一番利点となるのが、自動的にEU市民権を取得することである。マーストリヒト条約ではEU加盟国の国籍を持つ者に対し、その者を同時にEU市民と位置づけ、EU域内を自由に移動したり就労することを保障している。つまり、域外移民が加盟国いずれかの国籍を得られれば、EU市民として社会的保障を受けられるのである。具体的には、例えばフランスで十年働いて次にオランダで十年働いたとしても、年金の通算協定があるため、違う国を渡りあるいても相応の年金を受け取ることができる¹⁵⁾。さらに、昇進や退職金といった保障も期待でき、前章で述べたような長期間に渡る高失業率を回避することができる。また、ドイツでは雇用に関して、「ドイツ人優先」という原則があるため、帰化することによって就労の順で



(図 2-1) ドイツ、フランス、英国、EU-27における国籍取得者数(千人)

優先権を得ることができる。
EU域内での共通の協定があれば、EU域内移民と同等にどの地域においても将来的に安定した生活を得ることができるのである。

(二) EU域内の移民の国籍取得状況

では実際EUにおける近年の移民の国籍取得状況はどうなっているのだろうか。図2-1を参照してほしい。2009年時点でEU全体としては国籍を取得した移民の数は7760万人と、

過去10年で一番多かった。EUにおいて移民の主な国籍取得国は英国、フランス、ドイツの三カ国で、この三カ国もこの10年間で国籍取得者が多い。英国は、2009年の国籍取得数が10年前の約四倍となり、これは英国内で帰化に関する法律の改正が大きな影響を及ぼしたとされている¹⁸⁾。

ドイツを見てみると2000年、域内移民と域外移民の差別を減らすべく国籍取得の条件としてそれまでの血統主義に加えて、出生地主義を取り入れた。それによって、一旦国籍取得者数が増えたことがうかがえるが、その後帰化への厳しい条件¹⁹⁾の影響によって、ここ最近では減少している。ただし、出生地主義の導入によって帰化の対象となる移民二世・三世が生まれながらすでにドイツ国籍を取得できることも考えられるので、国籍取得数の減少は必ずしもマイナスを意味するとは限らない。

フランスは2004年にピークを迎え、その後減少している。2003年の「フランスにおける外国人の入国および滞在に関する法」では、フランスに長期滞在する者はフランス語教育、フランスの制度や価値に関する市民教育を自主的に参加することが規定された。2006年にはこれを義務つける「2006年法」ができ、さらに新移民法によって10年以上の不法滞在者の正規化が廃止

され、国籍取得時には記念式典への参加の義務づけがなされた²⁰⁾。以上のことから義務づけられた項目に対して移民側が負担を多く感じるようになり帰化申請を受けなくなつたと考えられる。

(三) 帰化の問題点

EU統計局ユーロスタットのデータから分かるように、EU全体としては過去十年の間で移民の国籍取得者数は増えている。各国ごとに見れば取得者数は十年前と変わらないこともうかがえるが、その中でも帰化や国籍取得に対する動きが見られている。専門家やEUの諮問機関は国籍を認めるEU各国の制度がなるべく収斂してほしいと強調し、「帰化を容易に」という要請が各国に対して表明されている²¹⁾。しかしそれでも全ての移民がEU加盟国の国籍を取得しているわけではない。それはなぜか。次に帰化の問題点をいくつか挙げてたい。

三―「同化によるアイデンティティの喪失」

帰化申請をしない大半の移民は、母国の言語や文化を保持していたいという意思を持つ者が多い。トルコ出身やマグレブ系出身の移民で多い「出稼ぎ移民」には、ホスト国に永住することを望まず、いずれ母国に帰る意思がある者もいる。それゆえ

母国へ帰り自らが「○○人である」というアイデンティティの再確認が彼らには必要なものとなる。ホスト国の国籍を得るためには原国籍を手放さなくてはならなくなり、ヨーロッパ人という新しいアイデンティティを背負いたくないと感じる移民が多いようだ²⁰。

三―二「帰化をしなくてもよいという見解」

欧州連合理事会は2003年に「EU加盟国に長期居住する第三国国民の滞在資格に関する理事指令」を採択し、加盟国は2006年までにこの指令の内容を国内法に取り込まなければならなくなつた²¹。その内容は、「EU加盟国に5年以上継続して合法的に滞在する第三国国民は公共の秩序に脅威を与えないかぎり自動更新可能な十年間の滞在許可を得ることができる」と規定する。また彼らは雇用、教育、社会的なサービスなどのアクセスにおいて滞在するEU加盟国国民と同じ扱いを受ける。あらゆる手続きを最初から行う必要が省けてホスト国によって与えられた権利を維持することができるという。このように合法的に滞在しているのであれば、わざわざ帰化申請などのプロセスを行わなくても、ある一定の社会保障は受けられるのである。しかしこれはあくまでも欧州理事会が出した「指令」であり、移民政策は主にEU加盟国各国に委ねられて

いる。指令を無視できないにしても、国によって移民政策の内情は変わるため、それがうまく適用されるかは疑問が残る。

(四) 帰化を進めるために

四―一「二重国籍の容認」

どちらの国籍を持つか選択肢があるならば、すでに述べたようにアイデンティティの喪失に対する移民の懸念を少しでも抑えることができるのではないだろうか。事実各国は移民への帰化を促進させるため二重国籍の容認について検討を始めている。表2―1²²は2010年時点でEUにおいて移民の帰化の際、原国籍を放棄させるかどうかの各国の見解をまとめたものである。オーストリア、チェコを除いてほとんどの加盟国が原国籍を手放さなくてもよい、つまり二重国籍に対して積極的な姿勢を見せている。

EUでは二重国籍に関して、「ホスト国への忠誠心に欠ける」という意見と、一方で「国にとって重要な存在である移民を社会統合させるには必要だ」という意見があり、長年議論されている。しかしここ20年ほどでEU全体において二重国籍容認が広がりを見せている。イタリア、オランダはかつて二重国籍にもっとも反対していた国だったが、トルコ移民やマグレブ系移民を多く抱える

ようになったため、1992年以降それを許容しており、ドイツにおける移民二世は23歳まで二重国籍を持つことができるようになった²³。

では移民自身は二重国籍が認められれば帰化しようとする動きがあるのだろうか。少し前の移民の意識調査になるが、ドイツ・ベルリン市外国人

移民の原国籍を

	放棄すべき	放棄しなくてもよい	放棄しなくてもよいが例外あり
ドイツ			✓
フランス		✓	
オランダ			✓
英国		✓	
スウェーデン		✓	
イタリア		✓	
オーストリア	✓		
チェコ	✓		

(表 2-1) EU 各国における移民の原国籍放棄への見解

担当によるトルコ人の意識調査では、トルコ国籍を保持したまま帰化を希望する者が1988年は61%だったのに対して91年には74%になった。半数以上のトルコ移民が、トルコ人としてのアイデンティティを保てるならドイツ国籍を得てもよいという意向を示しているのである。

まとめ

マーストリヒト条約、EU市民権はEU市民や域内移民に保障を与える代わりに域外移民との格差を生み出し、失業率といった社会的不平等をもたらした。それを是正すべく近年各国が取り組んできたのが移民帰化の政策である。EU加盟国国籍を得ることで、EU域外移民はEU域内移民と同様に移動や就労の自由の権利を持つことができる。そのためEU加盟国は過去十年の間に、移民統合プログラムと並行して移民の国籍取得を促した。それによりEU全体で移民の加盟国国籍取得数はここ十年ほどで増加傾向にある。

しかし帰化することで移民が原国籍を放棄しなければならず、移民のアイデンティティの喪失が懸念される。また帰化のプロセスをわざわざ踏まなくともEUの移民政策によってある程度の保障が受けられることも、すべての移民が帰化へ進まない理由として挙げられる。その中でEUは近年

二重国籍容認という新たな政策を検討し始めた。事実、移民の二重国籍を容認する加盟国は増え続け、域外移民に対するアイデンティティの保障をしつつも、移民のホスト国への社会統合を促すという両立が進む。しかしすべてのEU加盟国が二重国籍を認めてはおらず、域外移民の社会的保障を与えるべくEUは動き出したにすぎず、今後の展開に注目していく必要がある。

EU内での移民問題を語る際、そもそもEU市民が域外移民より優先的に保障されるのはEU共同体に元から住んでいる者として当然だという見解もある。しかし域外移民はEU内において経済を支えるほどの重要な数を占め、EU内に合法的に滞在する限り、その国の一員として安全な暮らしを受ける権利があるのではないだろうか。

今後懸念すべきことが一つある。それは域外移民の中でも国籍を取得し、社会保障を受ける移民と、帰化をまだ終えていない移民との間に格差が生じないかということである。マーストリヒト条約が最初にEU市民を優先したためにEU域外移民は窮地へと追いやられたのと同様に、同じ域外移民の中でも二分化してしまう可能性もありうる。そういった新たな「移民問題」が、域外移民の帰化が進められる中で起こるかもしれない。移民の社会統合が完全には終わらないEUは、こう

した新たな問題にも目を向けていくことになるだろう。

- 1 UNDESA 「International Migration Report 2009: A Global Assessment Western Europe」を元に作成
- 2 UNDESA 「International Migration Report 2009: A Global Assessment Major areas and regions」
- 3 Eurostat 「6.5% of the EU population are foreigners and 9.4% are born abroad」 p2を元に作成
- 4 宮島 2010 10頁 著者の試算による。
- 5 石井 82頁
- 6 鈴木 71頁
- 7 例えばフランスではEU域外移民に対し、収入要件と住宅要件を課し、呼び寄せ当人の所得がある一定の額に達している必要があると規定している。しかしEU域内移民にはこのような要件は適用されない。彼らの家族には自由移動とビザ免除があるからである。(宮島 2010 126頁)
- 8 宮島 2010 95頁
- 9 IOM 「World Migration Report 2010 Europe Regional」 overview p195
- 10 IOM 「World Migration Report 2010 Europe Regional」 overview p195を元に作成
- 11 IOM 「World Migration Report 2010 Europe Regional」 overview p195を元に作成
- 12 Regional」 overview p195
- アルジェリア、チュニジアなどの北アフリカ諸国を指す。かつてフランスの植民地地域だったためここから多くの移民がやってくる。
- 13 宮島 2006 108頁
- 14 「欧州における外国人労働者受け入れと社会統合」第五章オランダにおける外国人労働者と社会統合 190頁
- 15 「開放路線を捨てたオランダ」『エコノミスト』2009年3月10日
- 16 宮島 2010 97頁
- 17 Eurostat 「Acquisitions of citizenship on the rise in 2009」 p1,2を元に作成
- 18 Eurostat 「Acquisitions of citizenship on the rise in 2009」 p2
- 19 帰化申請は移民負担となり、2006年現在書類作成を専門家に依頼することで最低でも100ユーロかかるという。(小林 137頁)
- 20 宮島 2010 234頁
- 21 宮島 2004年 122頁
- 22 内藤 第十章 208頁
- 23 「欧州における外国人労働者受け入れと社会統合」第六章 208頁
- 24 Rainer Bauböck and Goodman p3を元に作成
- 25 岩永 161頁
- 宮島 2010 211頁

参考文献

- 宮島喬『現代ヨーロッパ社会論』人文書院 1998年
- 宮島喬『ヨーロッパ市民の誕生—開かれたシティズンシップへ—』岩波書店 2004年
- 宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店 2006年
- 宮島喬『移民社会の社会的統合と排除 問われるフランス的平等』東京出版会 2009年
- 宮島喬『一にして多のヨーロッパ 統合のゆくへを問う』勁草出版 2010年
- 鈴木規子『EU市民権と市民意識の動態』慶應義塾大学出版会 2007年
- 内藤正典編『もうひとつのヨーロッパ—多文化共生の舞台—』古今書院 1996年
- 独立行政法人労働政策研究機構「欧州における外国人労働者受け入れと社会統合」『労働政策研究報告書』59号 2006年5月19日
- 独立行政法人労働政策研究機構刊行『Business Labor Trend』2004年3月10日
- 石井伸一「ヨーロッパ市民権を考へる」『経済論叢』第36号3巻 神奈川大学経済学会 2001年1月
- 小林薫「ドイツの移民政策における「統合の失敗」」『ヨーロッパ研究』第8号 東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター 2009年
- 岩永真治「ヨーロッパのなかの国籍と市民権—都市社会のポストモダンな位相に関する考察—」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』119号 明治学院大学社会学会 2005年2月
- 「逆境の外国人労働者」『エコノミスト』毎日新聞社 2009年3月10日
- 「開放路線を捨てたオランダ」『エコノミスト』毎日新聞社 2009年3月10日
- Eurostat Statistics in focus 「Acquisitions of citizenship on the rise in 2009」 Issue number 24/2011 /2011
- Eurostat Statistics in focus 「6.5% of the EU population are foreigners and 9.4% are born abroad」 Issue number 34/2011 1/6/2011
- IOM Publications 「World Migration Report 2010 - The Future of Migration: Building Capacities for Change」 25 November 2010
- Rainer Bauböck and Sara Wallace Goodman 「Naturalization」 EUDO Citizenship Policy Brief NO.2 October 2010